

第368回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 平成30年6月13日（水）午前11時00分から午前11時30分まで
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザー（2階）
（倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委員：渡部会長、浜尾委員、井本委員、灘本委員、板倉委員、武良委員、山根委員、寺田委員、景山委員、児玉委員
鳥取県：宇山境港水産事務所長
事務局：平野事務局長、志村書記、高橋主事

4 傍聴者 なし

5 議題

- (1) くろまぐろの保存及び管理に関する協定について（諮問）
- (2) 海洋生物資源の保存と管理の計画について（諮問）
- (3) 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正について（報告）

6 議事の経過及び結果

定刻となり、渡部会長が開会を宣言し、渡部会長の議事進行により、議事に入った。また、会長から浜尾委員と井本委員が議事録署名人に指名された。

議事1 くろまぐろの保存及び管理に関する協定について（諮問）

資料1に基づき志村書記が説明し原案どおり承認された。

〔景山委員〕私は申請者（資源管理実践協議会の会長）であることから、他の委員から御意見を
お願いしたい。私から意見はない。

〔渡部会長〕趣旨は、協定によって、みんなで話し合いしながら枠配分を管理していくことにな
ったということか。

〔志村書記〕 そうである。

〔渡部会長〕 井本委員は意見がないか。

〔井本委員〕 水産庁から説明を受けてきた。協定の有効期限が30年の4月1日から31年の6
月30日までとなっている。第4管理期間は平成31年3月末までとなるがよいか。

〔志村書記〕 今、水政審にTAC計画変更について諮問が上がっており、この協定を締結する
ときにはクロマグロの第3管理期間が6月30日までであったためである。協定期間

は管理期間より長く、協定内容に変更が無ければ自動的に延長するようにしてあるので問題はない。

〔井本委員〕 はい。

〔渡部会長〕 これが済むと、知事が認可して水産庁に報告する手続きになるのか。

〔志村書記〕 知事が認定する。この認定協定については、国に報告する義務は特にないが、内容については事前に国に示しており、特に問題はない旨、回答いただいている。

〔渡部会長〕 了解した。特になければ、漁業者と話もしているので、異議がないということで、よろしいか。

〔一同〕 異議なし。

議事2 海洋生物資源の保存と管理の計画について（諮問）

資料1に基づき志村書記が説明し原案どおり承認された。

〔渡部会長〕 部長からの諮問事項である。要は、県のTAC計画について異議はあるかどうかということだ。マアジとスルメイカについては、従来から若干ということであって、今回もそのままであると思うし、新たにマグロが加わったということだ。委員の皆様から、御意見をお願いしたい。もうマグロの議論は先ほど終わったので、あとはマアジもスルメイカも今までどおりということのようだが、特に意見はないか。

〔景山委員〕 若干というのはどの程度か。

〔渡部会長〕 100トン超えなかったらというニュアンスのようだ。

〔一同〕 異議なし。

議事3 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正について（報告）

資料3に基づき志村書記が説明した。

〔渡部会長〕 TACの対象になっている3魚種について、報告義務を課すということだ。

〔志村書記〕 スルメイカもマアジも配分は若干ではあるが、数量配分されているということなので、スルメイカの報告も義務化しようということだ。

〔渡部会長〕 漁業者の負担は特になく、今までどおりに報告を上げれば、そのまま集計するということか。

〔志村書記〕 そうである。

〔渡部会長〕 皆さんのほうから御意見はあるか。

〔景山委員〕 漁業者から出ている統計は県も把握しているのか。

〔志村書記〕 毎月の報告として把握している。

〔渡部会長〕 沢山獲ったときは、特に濃密に報告するということだ。

〔景山委員〕 5トン未満船によるイカ釣りの漁獲量も県に報告している。

〔渡部会長〕 皆さんから、特に意見はないか。

〔一同〕 異議なし。

7 その他

〔渡部会長〕 その他について。

〔志村書記〕 今後のスケジュールについて説明した。

8 閉会

〔渡部会長〕 これで閉会とする。

平成30年6月13日

議長会長

署名委員

署名委員